

## 最低制限価格の取り扱いについて

平戸市

最低制限価格を設定して平戸市が発注する建設工事の最低制限価格は、次のとおり取り扱うこととする。

### 1. 対象工事

競争入札に付する工事のうち、WTO対応工事や低入札調査基準価格を設定する工事を除く工事に対して最低制限価格を設けるものとする。なお、平戸市建設工事入札執行事務等処理規程第15条の規定にかかわらず、130万円未満の災害復旧工事についても適用する。

### 2. 最低制限設計価格（税抜き）の算出

最低制限設計価格は次のとおりとする。

建設工事にかかる最低制限設計価格は、設計金額の92パーセントとする。

### 3. 最低制限価格（税抜き）

1件の工事費1,000万円以上の工事については、上記2で算出した額（最低制限設計価格）に乱数（事前ランダム係数）を乗じて最低制限基本価格とし、最低制限基本価格に乱数（公開ランダム係数）を乗じて算定した額を最低制限価格（税抜き）とする。工事費1,000万円未満の工事については、上記2で算出した額（最低制限設計価格）を最低制限価格（税抜き）とする。

### 4. 数値の取り扱い

最低制限価格（税抜き）は、1,000円未満の金額は切り捨てるものとする。

### 5. 施行期間

令和3年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知する工事から施行する。